



特定非営利活動法人
それいゆ便り

ひまわり

H23.10.1
第2号



それいゆ会員の広場…会員の皆様の集いを下記により毎月実施することになりました。

そこで、会の名称を**マザーリーフの会**と命名しました

会名の由来…人気の高い観葉植物にマザーリーフという植物があります。

英語で、「Good-luck leaf (幸運の葉)」と呼ばれ、幸福をもたらすとされており、葉っぱを水に浸しておくとも芽がたくさん出てきます。

子供が増えたら、親しい人にプレゼントするたくさんの芽を出す母なる葉っぱ、幸せの葉っぱと呼ばれており、温かみがあって、この集いの会の名にふさわしいネーミングではないでしょうか。



マザーリーフの会のご案内



会員の皆さまにおかれましては、日頃からそれいゆの活動にご理解を賜りまして、ありがとうございます。

この度、それいゆでは、会員限定の交流会を企画いたしました。

「会員同士の交流の機会が少ない」「会員の情報交換をしたい」「それいゆについて聞いてみたいことがある」などの要望等がありますので、自由に集まり、自由に話ができる場を定期的で開催します。

それいゆならではの企画として、参加者のご希望をお聞きしながら、研修会や相談会も企画していきます。

皆さまのご参加をお待ちしています。

- ① 平成23年10月27日(木曜日)アバンセ 4階 第3研修室
- ② 平成23年11月24日(木曜日)アバンセ 3階 和室
- ③ 平成23年12月22日(木曜日)アバンセ 4階 第2研修室
- ④ 平成24年 1月26日(木曜日)アバンセ 3階 和室
- ⑤ 平成24年 2月23日(木曜日)アバンセ 4階 第2研修室
- ⑥ 平成24年 3月22日(木曜日)アバンセ 4階 第2研修室



毎回：午前 10 時～12 時

※アバンセ(佐賀県立男女共同参画センター・佐賀県生涯学習センター)

佐賀市天神三丁目2番11号

※参加される方は、同封の会員証をご持参下さい。

問い合わせ

NPO法人それいゆ

事務局長：江口寧子

info@autism-soreiyu.com

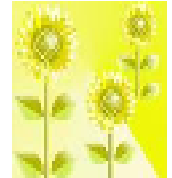
お知らせと情報提供

利用者の皆さんへ・・・行動援護と障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】 について情報を提供いたします。

(改正法律案については、案であり、決定されたものではありませんが、現在、改正に向けてこのようなことに取り組まれています。)

施設長：伊藤博教

行動援護 外出からホームでの暮らしまで



重度の障害者の移動支援

※ 外に行ったときに、突発的な行動に出たり、予測不可能な行動をするなど、行動に著しい制約のある方がいます。そういった方に何とか対処しようというのが行動援護です。

- ◆ 移動支援については、突発的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供する。
- ◆ 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、サービス類型を創設し、個別給付でサービスを提供する。

以下の障害者を対象に、
個別給付によりサービス
を実施

- * 身体障害者
(視覚、全身性)
- * 知的障害者
- * 精神障害者
- * 障害児

見直し

行動援護

自己判断能力が制限されている者が危険等を回避するための援護（移動の場合も可）

※ 自閉症、てんかん等を有する重度の知的障害児又は、統合失調等を有する重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする者

重度訪問介護

現行の日常生活支援＋外出時における介護

※ 重度の介護状態にあつて、かつ、四肢麻痺のある
身体障害者

移動支援事業

上記以外の移動支援（具体的な支援の範囲は、市町村ごとに決定）

※ 身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者であつて、一定程度以上の障害のある状態にある者

障害者介護給付

地域生活支援事業



障害者基本法の一部を改正する法律案【概要】

総則関係 2) 障害者の定義見直し(第2条関係)

8月22日県説明会資料

・身体障害、知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(事物、制度、慣行、概念等)により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの等

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の概要

① 趣旨

交付日施行

…障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活を支援するための法改正であることを明記。

② 利用者負担の見直し

平成24年4月1日までの政令で定める日(平成24年4月1日(予定))から施行

…利用者負担について、応能負担を原則に
…障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

③ 障害者の範囲の見直し

交付日施行

…**発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化**…

④ 相談支援の充実

原則として平成24年4月1日施行(予定)

…相談支援体制の強化
〔市町村に基幹相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置づけ
地域移行支援・地域定着支援の個別給付化〕
…支給決定プロセスの見直し(サービス等利用計画案を勘案)サービス等利用計画作成の対象者の大幅な拡大

⑤ 障害児支援の強化

平成24年4月1日施行

…児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害者種別等で別れている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ移行)
…放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設
…在園機関の延長措置の見直し
〔18才以上の入所者については、障害者自立支援法で対応するように見直し、
その際、現に入所している者が退所させられることのないようにする。〕

⑥ 地域における自立した生活のための支援の充実

平成24年4月1日までの政令で定める日
(平成23年10月1日(予定))から施行

…グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
…重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(同行援護、個別給付化)

(その他)

(1)「その有する能力及び適正に応じ」削除

(4)事業者の業務管理体制の整備

(2)成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ

(5)精神科救急医療体制の整備等

(3)児童デイサービスに係る利用年齢の特例(20歳)

(6)難病者等に対する支援・障害者等に対する移動支援についての検討

平成24年4月1日までの
政令で定める日(平成24年
4月1日(予定))から施行